最終更新日：2015年10月9日

株式会社 三ツ知
代表取締役社長 村瀬　修
問合せ先：常務取締役経営企画室長　樋口　哲也
証券コード：3439
http://www.mitsuchi.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスについて企業本来の目的である企業価値の増大を図るために、経営資源を活かして、経営の透明性・健全性・遵法性を確保しながら適切な経営を行うことであると考えております。
当社では、経営者並びに経営管理者の責任を明確にして、企業の利害関係者である株主、顧客、従業員、社会等に対し、迅速かつ適切に情報開示を行うことにより説明責任を果たす所存であります。
また、取締役会において取締役の業務執行の相互牽制を行うとともに監査等委員会制度・内部監査制度の機能を充実させ、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
野田　純一	440,020	16.59
名古屋中小企業投資育成株式会社	400,000	15.08
シロキ工業株式会社	200,000	7.54
箕浦　幹彦	110,400	4.36
村瀬　昭三	72,000	2.84
村瀬　智子	70,000	2.76
三ツ知社員持株会	69,980	2.76
村瀬　修	60,612	2.39
田中　訓江	57,260	2.26
中川　紀代枝	53,380	2.10

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	12 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
堤　泰久	他の会社の出身者					○						
山口　靖雄	他の会社の出身者											○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
堤　泰久	○		シロキ工業株式会社の代表取締役専務であります。	企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、当社監査等委員会体制の強化を図るためであります。
山口　靖雄	○	○	独立役員に指定しております。 大株主である名古屋中小企業投資育成株式会社の社員であります。	金融機関出身者で、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、直接会社経営に関与された経験はありませんが、名古屋中小企業投資育成株式会社での企業成長支援業務を通して企業経営に関する幅広い知見を有していることから、経営全般の監視を行うには適任であり、当社監査等委員会体制の強化を図るためであります。 なお、同氏が勤務している名古屋中小企業投資育成株式会社は、当社の主要な株主でありますが、中小企業投資育成株式会社法（昭和38年6月10日法律101号）に基づいて設立された、国の政策実施機関であり、成長志向のベンチャー企業、中小・中堅企業に長期安定資金を提供し、自己資本の充実とともに経営の安定化や企業成長を支援する特殊法人であります。そのため、一般株主と利益相反が生じる恐れがないと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	なし

現在の体制を採用している理由 更新

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人は置いておりませんが、必要に応じて管理部門が対応しております。なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合は、必要に応じて職務を補助する使用人を置くこととしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査等委員会と会計監査人との連携を強化するため、監査計画を相互に交換している他に、会計監査人から職務の遂行が適正に行われることを確保する体制を整備している状況について説明を受け、四半期レビュー時に監査実施状況、年度決算後に監査実施状況報告・内部統制監査状況報告を受けることとしております。また、内部監査室については、年度内部監査計画に基づき、内部監査を実施し、監査等委員会、内部監査室、会計監査人と定期的な情報・意見交換等を行うことにより連携を密に図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	１名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明 更新

取締役へのインセンティブ付与としては、会社業績に応じて役員賞与を支給することとしており、現在はそれ以外のインセンティブ付与の予定はございません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況 更新	一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書において報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額を開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役のサポート体制】 更新

社外取締役をサポートする担当部署は設置しておりませんが、必要に応じて管理部門が対応しており、重要な案件については、適宜取締役から説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

1. 株主総会
株主総会は会社の最高意思決定機関であり、株主総会を通して株主へ経営状況等を適切に開示するとともに、各株主の意見を幅広く会社経営に反映させることができるよう、開かれた株主総会の開催を心掛けております。

2. 取締役会
取締役会は、経営の基本方針や経営に関する意思決定を行う常設の機関であり、法令に定める取締役会専決事項及び取締役会規程に定める付議事項を審議・決定しております。取締役会は監査等委員でない取締役（以下、業務執行取締役という。）４名及び監査等委員である取締役3名の合計7名で構成しており原則月１回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。各取締役は、担当業務等を超えた経営の見地から発言することが原則となっており、取締役相互の牽制機能が働く仕組みになっております。

3. 監査等委員会
監査等委員会は、常勤監査等委員１名、社外取締役であります監査等委員２名の合計３名で構成されております。社外取締役であります監査等委員のうち１名は独立役員であり、独立した立場から経営に関する監視を行います。取締役の職務執行を監査する機関である監査等委員会は、原則隔月に１回開催し、その他必要に応じて臨時の監査等委員会を開催いたします。

4. 経営会議
　業務執行取締役及び常勤監査等委員である取締役及び執行役員並びに経営会議で指名された幹部社員にて構成され、原則月１回開催しております。経営会議では、業務執行における重要事項や幅広い経営課題について議論を行い、取締役会の充実した議論に繋げております。

5. 内部統制委員会
　最高統括責任者として、代表取締役社長、委員として常勤取締役が参加し、その他必要に応じて招集される非常勤委員で構成されております。内部統制委員会は、経営者の指示を受けて、有効な内部統制の具体的整備及び運用を図っております。

6. 内部監査室
　代表取締役社長直属の部署として、内部監査室を設置し、専任の担当者を１名配置しております。監査担当者は監査計画に基づき当社及び子会社に対する内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長に報告し、業務改善に役立てております。

7. 会計監査人
　当社は、会計監査人として有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、独立した立場からの会計に関する監査を受けております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

　当社では、これからの企業活動には法令遵守、透明性、公平性がますます求められると認識しております。このような中で、当社におきましてはコーポレート・ガバナンスを重視し、平成27年５月１日施行の改正会社法に伴い、平成27年９月に「監査等委員会設置会社」に移行いたしました。
　この移行により、監査等委員会を設置し、議決権を有する監査等委員である取締役により、取締役会の監督機能を一層強化し、コーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図るため、現状の体制にしております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は6月決算であり、集中日に該当する開催はありません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	通期の決算発表後に、東京にて代表取締役社長が直接アナリスト・機関投資家向け説明会を実施しております。（平成27年8月6日に平成27年6月期決算説明会を開催いたしました。）	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、決算説明資料、財務ハイライト等、適時開示資料等のIR資料を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画室が窓口担当となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、公正な株価形成と流通の円滑化、及び投資家の信頼確保、並びに市場の健全な発展を図るために適時・適切な開示を実施しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムに関する基本的な考え方及び整備状況は以下のとおりです。

1. 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
(1)監査等委員会の職務を補助すべき使用人の設置が求められた場合は、必要に応じて職務を補助する使用人を置くこととする。
(2)その場合、当該使用人の任命、異動は監査等委員会の同意を得て実施し、当該使用人に対する指揮命令、人事考課は監査等委員が行う。

2. 前号の取締役及び使用人の当社の取締役(当該取締役及び監査等委員である取締役を除く)からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実行性の確保に関する事項
監査等委員会はその職務を補助するため任命された使用人に対し、必要な事項を命令することができるものとし、監査等委員会よりその業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役の指揮命令を受けないものとする。

3. 取締役(監査等委員であるものを除く。)及び使用人が当社の監査等委員会に報告をするための体制。並びに子会社の取締役及び使用人が改正法598条第1項の職務を行う場合、又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査等委員会に報告するための体制。
(1)常勤監査等委員は、取締役会以外に、経営会議やグループ会議などの重要会議への出席を通じて、当社及び子会社に関する業務の執行状況の報告を受ける。
(2)当社グループの役職員は、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うとともに、当社又は子会社に経営上重大な影響を及ぼす恐れのある事象やその他著しい被害を及ぼす恐れがある事象が発生した場合には、遅滞なく監査等委員会に報告する。
(3)内部監査部門である社長直属の内部監査室は、内部監査規程に基づき、当社及び子会社に対する内部監査を行い、その結果を定期的に監査等委員会に報告する。
(4)内部通報制度の担当部署は、内部通報の状況について定期的に監査等委員会に報告する。

4. 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制。
当社は、監査等委員会へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底している。

5. 当社の監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項。
当社は監査等委員からその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の請求があった場合は、当該請求に係る費用等が職務執行に必要ないと認められた場合を除き、速やかに処理をする。

6. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制。
(1)監査等委員会は、代表取締役と定期会合を持ち、相互の意見交換を行う。
(2)監査等委員会は、内部監査室との連携及び情報交換を行う。
(3)監査等委員会は、会計監査人との情報交換を通じて、連携を図る。

7. 当社及び子会社の取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制。
(1)当社は、当社グループ役職員の行動・判断基準とするべく経営理念、コンプライアンスガイドラインを定めるとともに、配付や研修を実施し、意志統一を図り、関係法令を遵守し、社会に適合した行動をするための指針とする。
(2)法令違反その他のコンプライアンスに関する事実の当社グループ内通報システムである内部通報制度の適正な運用を図る。
(3)内部監査室は、当社及び子会社に対する内部監査を行う。
(4)監査等委員会は、内部統制システムの構築・運用状況を含め、取締役の職務の執行状況を監査する。

8. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制。
(1)取締役の職務の執行に係る情報の保存は、文書又は電磁的媒体によって行い、文書管理規程に基づき、文書の種類により5年、10年、永久の保存期間を定め、必要に応じて随時閲覧できるように保存・管理する。
(2)開示情報が発生した場合には管理統括責任者は内容を精査し、適時適切に開示する。

9. 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制。
(1)当社は、当社グループ全体のリスク管理に関する事項は、リスク管理規程に規定しており、必要に応じて社長をトップとする対策本部を設置して、対応方針を決定する。また、日常業務で発生する可能性のあるリスクに関しては、各社員が上長へ報告し、各業務責任者が適切なリスク管理を行いリスク回避に努める。
(2)リスク管理の対応状況については、内部監査室が監査する。

10. 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制。
(1)当社は、中長期の経営課題及び方針の下でグループの年度計画・予算を策定し、当社グループの意思統一を図るとともに、資金・要員等の経営資源を効率的に配分する。
(2)当社は、職務執行を迅速かつ実効性のあるものとするために、業務分掌規程、職務権限規程により責任・権限を明確にして意思決定を迅速化するとともに、当社に準じた責任・権限体制を構築させる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対し毅然とした態度で挑み、不当・不正な要求を断固拒否するとともに、一切関係を持たず、経済的利益を行わないことを基本方針としております。
又、不当・不正な要求に備えて、総務部総務課が外部専門機関との緊密な連携関係を構築しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――

